

# 刑務所出所者の地域生活支援に関わる考察：障害者の地域移行支援を参考にした対応策

著者	佐藤 みゆき, 遠山 萌
抄録	わが国では現在、犯罪の全体数は減少しているものの一度罪を犯し刑罰を受けたものが再び罪を犯す、再犯が増加している。そこで、国は罪を犯した者が再び罪を犯すことなく社会生活を送れるように支援する動きを見せている。その対策の中で重視されているのは刑務所を出た者の帰住先(「居場所」と就労(「出番」とされる。しかし、その他にも、刑務所出所者の再犯を防止するために必要な条件があるのではないかと考え、刑務所出所者が地域において安定的に生活していくために必要な対応策を主題に文献を探り、研究することにした。対応策を検討するにあたって、近年福祉領域において進められている障害者の地域移行の取り組みを参考にすることとした。刑務所出所者の問題点及び障害者との類似点、相違点を意識した上で、刑務所出所者の地域生活継続のための支援策を、刑務所出所者本人、支援者、地域の3つの観点から考察を行った。
雑誌名	名寄市立大学社会福祉学科研究紀要
号	6
ページ	19-31
発行年	2017-03-31
出版者	名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科
ISSN	21869669
書誌レコードID	AA12592911
論文ID (NAID)	120006342814
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1088/00001657/">http://id.nii.ac.jp/1088/00001657/</a>



論文

刑務所出所者の地域生活支援に関わる考察  
—障害者の地域移行支援を参考にした対応策—

**Consideration regarding regional life supports for those out of prison - measures in reference to supports for the disabled to live independently in their familiar community**

佐藤 みゆき

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 准教授

遠山 萌

社会福祉法人八ヶ岳名水会 障害者支援施設星の里 支援員

---

【要約】

わが国では現在、犯罪の全体数は減少しているものの一度罪を犯し刑罰を受けたものが再び罪を犯す、再犯が増加している。そこで、国は罪を犯した者が再び罪を犯すことなく社会生活を送れるように支援する動きを見せている。その対策の中で重視されているのは刑務所を出た者の帰住先(「居場所」)と就労(「出番」)とされる。しかし、その他にも、刑務所出所者の再犯を防止するために必要な条件があるのではないかと考え、刑務所出所者が地域において安定的に生活していくために必要な対応策を主題に文献を探り、研究することにした。対応策を検討するにあたって、近年福祉領域において進められている障害者の地域移行の取り組みを参考にすることとした。刑務所出所者の問題点及び障害者との類似点、相違点を意識した上で、刑務所出所者の地域生活継続のための支援策を、刑務所出所者本人、支援者、地域の3つの観点から考察を行った。

キーワード 刑務所出所者 再犯 地域生活 障害者の地域移行支援  
居場所と出番

---

はじめに

わが国の犯罪は現在、国内の人口減少に伴ってその全体数は減少傾向にある。しかし、その犯罪の中で、一度罪を犯し刑罰を受けた者が再び罪を犯す、再犯が増加している。平成 25 年版犯罪白書によれば、再犯者は平成 9 年から増加し続け、平成 24 年には検挙人員の 45.3%が再犯である。刑事施設に入所する受刑者についても、58.5%が再犯者となっている。その傾向の中で、法務省犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、再犯者数を削減するための数値目標を設定するなど、罪を犯した者が再び罪を犯すことなく社会生活を送れるように支持する動きをみせている。

また、法務省は平成 24 年版の犯罪白書において「刑務所出所者等の社会復帰支援」と題し特集を組んでいる。その中で、「仕事や帰住先のない者が再犯に陥りやすいことがうかがわれるところであり、再犯防止と円滑な社会復帰にとって、就労や住居等の安定を図ることは重要である」と述べ、帰住先と就労に注目して各機関・団体による実践が記されている。帰住先や就労についての支援は、刑務所出所者の社会復帰の重要な条件であると感じるものの、他になにか必要な条件があるのではないかと。それは、帰住先の地域が出所者を受け入れることである。政策としていくら「居場所」と「出番」(仕事)を開拓しても、帰住先の地域が出所者を排除したなら再犯防止と社会復帰は望めない。そこで、本研究では、刑務所出所者が地域で受け入れられるための必要な対応策を考察することにしたい。

刑務所出所者が地域において安定的に生活していくために必要な対応策を考察していくにあたって、近年脱施設化が進められ、グループホーム等を活用して住み慣れた地域と共に生活することが進められている障害者の地域移行の取り組みを参考に。障害者の地域移行は未だ模索の域を出ないとはいえ、障害者が地域に馴染み、生まれた地域で継続的な生活を送ることができている例は、北海道の浦河町や長野県の西駒郷等、数多く存在しており、先進的に進められている。また、障害者はかつて社会的な排除に直面した事実がある。以上 2 つの点から、一度社会的に疎外された存在が再び地域で生活していくという点において、犯罪者が刑事施設から地域に出て、定着していくために必要なことを学べるのではないかと考える。

そこでこの論文では、近年の刑務所出所者の動向をみた上で、障害者と刑務所出所者を比較検討し、刑務所出所者が地域で生活するために必要な対応策について障害者の地域福祉を参考に、関係者への支援に焦点を当てて考察していく。

## I わが国の犯罪者処遇の動向

わが国の犯罪は現在、減少傾向にある。刑法犯の検挙人員は平成 16 年の 128 万 9,416 人をピークに減少し、平成 26 年には 81 万 9,136 人と減少している。また、刑務所に入所する者の数においても、平成 18 年に 8 万 1,255 人を記録して以降、平成 26 年末には 6 万 486 人と減少している。しかし、減少傾向にある犯罪数の中で、増加しているものがある。それは、一度罪を犯し検挙されたものが、再び罪を犯すという再犯である。

再犯者は、犯罪白書の中で「前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者」であるとされ、その再犯者率は一般刑法犯において平成 9 年から上昇し続け、平成 24 年は 45.3%である。そして、刑務所収容者においても再入所者率は平成 16 年から上昇し続け、平成 24 年は 58.5%となり、その半数以上が刑務所に一度入所経

験のある者となっている。

再犯者率の増加を受けて、犯罪対策閣僚会議では平成 20 年に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」を策定し、その重点課題のひとつとして刑務所出所者等の再犯防止の施策推進を上げた。そして、平成 24 年 7 月には「再犯防止に向けた総合対策」が策定され、総合的かつ体系的な再犯防止対策の発展的再構築を図り、官民一体の各種再犯防止対策の充実・強化を目指した。また、平成 24 年版の犯罪白書では「刑務所出所者等の社会復帰支援」と題し特集を組み、「刑務所出所者に責任ある社会の一員としての役割を与えて地域に受け入れ、その『居場所』と『出番』を確保して社会に包摂すること」で円滑な社会復帰と再犯防止は促進されるとして、「居場所」と「出番」の確保の中核に焦点を当てている。

この特集で取り上げられている「居場所」においては、住居確保や福祉的な支援についてまとめられている。住居確保においては主に更生保護施設の活用その他、自立準備ホームがあげられ、社会福祉法人や一般社団法人等様々な法人や団体、個人によって運営されていることから、障害、児童、薬物依存など登録事業主の専門性による支援への期待が記されている。加えて、福祉的な支援として平成 21 年度から地域生活定着支援事業（平成 24 年度より地域生活定着促進事業に名称変更）が開始されている。これは、法務省及び厚生労働省が連携し、高齢又は障害において直ちに自立することが困難なものへの支援を行うもので、各都道府県に設置された地域生活定着支援センターを中心に司法と福祉との他機関連携による支援が目指されている。「出番」においては、就労支援があげられている。就労支援では刑務所において行われている矯正処遇として職業訓練が行われている。昭和 50 年度には木工や建築等 12 種目であったが、平成 10 年度、15 年度と種目が増え、平成 18 年度には雇用情勢に応じた職業訓練の実施を目的に情報処理やホームヘルパー等が追加され、平成 23 年度には 31 種目に増え、受講定員数も拡充されている。また、就労に関する指導において、平成 18 年度からキャリアコンサルタントや産業カウンセラー等の資格を有するスタッフが設置され、個々のニーズに応じた情報提供や助言指導が行われている。加えて、民間の協力者として、出所者の事情を考慮し改善更生に協力する事業主である協力雇用主が増加している。

しかし、このような取り組みは必ずしも広く一般に知られているわけではない。就労支援における協力雇用主の増加や地域生活定着促進事業の実施など、支援は拡大しているものの活動の主は一部の理解者である。「刑務所の外の『社会』には、執行機関と対象者のみならず多くの地域住民が存在する」（横山 2010 : 5）。刑務所出所者が「居場所」と「出番」を手に入れて生活する場所には、理解者よりも理解が乏しい人間の方が多い。しかし、津富・尾山が「働き口を見つけることの困難さ、近隣における排斥など、そうした市民性からの排除は、日常生活そのものを侵食する」（津富・尾山 2009 : 153）と述べているように、刑務所出所者が社会に受け入れられることは生活を送る上で重要になる。故に、制度として進められている「居場所」と「出番」の確保の先にある地域生活について改めて考える必要がある。

## II 刑務所出所者の地域生活を考える

何故、刑務所出所者の地域生活に着目して考えるのか。それは、再犯に見られる特徴に

起因する。平成 25 年版犯罪白書によれば、一般刑法犯における全体の有前科者率は **28.6%** となっている。これを罪種別の検挙人員数で見ると強盗で **47.6%** となっている。また、同じ罪種を 5 犯以上繰り返すもので見ると、窃盗と詐欺が多く **2.5%** である。このような「古典的な犯罪の根本原因の一つは、生活困窮や社会的な孤立によって生活上の問題解決ができなくなること」（浜井 **2012** : **125**）であり、再犯を起こした者の多くは生活不適應から犯罪を繰り返しているということが窺える。

その原因として、ひとつ考えられるのは刑務所での生活に過剰に適應してしまったことがある。浜井が行った取材によれば、殺人等で長期間受刑した者で仮釈放中に軽い万引きをしてしまった者の中で商品代金に十分な代金を持っているにも関わらず、レジに人がいない際に無意識にそのまま通り過ぎてしまったと答えた者がいたという。このように、刑務所に収容されていた者の中には、刑務所内の管理された生活になれ、社会における売買等の常識が欠如してしまった者がいる（以上、浜井 **2009** : **145-147** による）。

また、その他の理由としては刑務所出所者自身が既存の出所後の生活援助の制度に対して無知な場合が多いということである。例えば、筆者が大学のゼミナールで刑務所へ見学した際に伺った話では、制度が始まって間もないということもあったが、地域生活定着促進事業における特別調整について刑務所内における特別な矯正指導であると思っている受刑者もあり、行うにあたって必要となる本人の同意がなかなか得られないというものがあった。

そして、なにより出所後の地域における住民の理解が得難いということがある。地域で生活する住民が「犯罪者」や「前科者」に対する印象は、主にマスコミによって取り上げられる一部の事件によってつけられる。一般の住民が得られる「犯罪者」や「前科者」についての知識は、捜査機関から開示されたものによることが多く、良い印象であるとは言いがたい。また、前章でも述べたように、刑務所出所者への更生支援についてはあまり知られていない。このような状況の中で刑務所出所者が住む場所を得たとしても、確実に社会へ復帰できるとは言いがたい。前述したように再犯の原因の多くは生活不適應によるものであり、繰り返す者は何かしらの困難を抱えている。しかし、地域の理解を得られず、そのコミュニティへの参加が不可能であった場合には、有用な情報や資源を活用しにくく、困難を解決するには自ら発信し自ら探求する以外に術が無くなる。抱える困難が健康上の問題も抱えていた場合には、その術すら活用できないのである（小長井 **2013** : **122** による）。

また、再犯を繰り返す者の中には、孤立感から軽犯罪を繰り返す者もいる。これは、筆者が更生保護施設に見学へ行った際に伺った話であるが、過去 **16** 回の窃盗を繰り返し人生の半分を刑務所で過ごしていた人物がいた。その人は、出所後一定期間は帰住先で過ごすものの、周囲に必ず自分に関わってくれる存在のいる刑務所を求めて、わざと犯罪を行っていたという。コミュニティに参加できずに感じる孤立感は、一度刑務所内で孤立感を拭いた者にとっては犯罪を促す要素なのである。

このような問題を抱えている者でも、地域生活を安定して送れる者もいる。これは、仮釈放や保護観察付執行猶予等の社会処遇におかれた者や、親族等がいる帰住先を確保できた者、社会復帰プログラムや刑務所内の資格取得講義を受けられる刑務所内の優等生等があげられる。しかし、このように問題解決を図れる者はごく限られており、「出番」を得、「居場所」である拠点を得たとしても、前述したような問題を抱えるなどして、支援の対

象にならなかった者又は支援の対象になったとしても終結後に再び問題を抱えてしまう者がいるのである。平成 25 年版犯罪白書によれば、満期釈放者の累積再入率は高く、出所してから 5 年以内に再入する者は 50.8%であり、10 年以内では 61.0%となる。また、保護観察に付される仮釈放者でも、5 年以内に 28.9%が、10 年以内では 40.4%が再び刑務所に戻っている。

前述したように、刑務所出所者の再犯防止については対策が立てられ、出所後の生活を支援する取り組みが行われている。しかし、そういった支援の網をすり抜け、問題を抱えて再び罪を犯す者がいるのである。「更生とは、決意すれば成就するものではなく、決意することに加えて、その後、犯罪をしない生活を継続する営みを必然的に伴うもの」（勝田 2013 : 204）であるが、更生保護による指導監督や補導援護が永続的に行われるわけではない。故に、「犯罪をしない生活を継続」する場所である地域における刑務所出所者の生活について考えていく必要があるのである。

### III 刑務所出所者の地域生活継続のための考察

#### 1) 障害者の地域移行との比較

刑務所出所者が「犯罪をしない生活を継続」する場所である地域における刑務所出所者の生活について考えていくにあたって、福祉の領域において近年、脱施設化が進められ、グループホーム等を活用して住み慣れた地域と共に生活することが進められている障害者の地域移行の取り組みを参考にしたい。

ここで障害者の取り組みを参考にする理由は、第 1 に両者とも社会から画一的なイメージをもたれやすいという点が挙げられる。両者とも関わりを持つのは支援者など、限定的な人々となることが多い。そして、関わらない人々がその人を知るのは、マスメディアによる報道や、公的機関から開示された情報によってである。刑務所出所者の場合においては犯罪自体が嫌悪感を持たれていることに併せて、マスメディアに取り上げられるのは話題性のある凶悪犯罪が多い。

障害者の場合には、近年マスメディアにおいて障害者理解に向けた番組が放送されているものの、過去、戦時中にはナチス党によって遺伝病子孫予防法が成立し安楽死作戦が実行され、「障害者らはヒトラーが妄想する『至高のアーリア人種』を汚す存在であるばかりか、深刻な経済状況の中で役にも立たぬ『穀潰し』であるという宣伝が社会に広く受容された」（澤田 2006 : 137）。また、日本においては昭和 39 年に当時のアメリカ大使への精神障害者による傷害事件をきっかけに精神衛生法が改正され、収容保護施策が強化された。これらのことから、刑務所出所者と障害者には、その画一的なイメージにより地域社会から快い印象が持たれず、社会的排除の対象になりえるという共通点が見られるのである。

第 2 に、期間や状況の違いはあるものの、地域社会から離れた場所で生活する経験を持っていることがあげられる。刑務所出所者の場合は、裁判において懲役、禁固等の刑が確定したものが刑務所等に入所し、その科された量刑により施設内にて過ごす。

障害者の場合には、病院への入院患者や保護収容施設への入所者が挙げられる。また、かつてはコロニーと呼ばれる巨大な施設群が建設され、児童から成人に至るまで隔離された場所での生活を送っていた。近年ではそのコロニーが解体され、地域に建設されたグループホームへと移行されているが、「社会のルール」から離れて生活していた者が存在する

点において共通性が見られる。

第 3 に、地域生活における社会的基盤の有無によって、地域への移行が円滑に進むか否か又その生活が安定するか否かが左右されるという点があげられる。刑務所出所者の場合、前述したように親族等がいる帰住先を確保できた者や、社会内処遇におかれた者、更生保護施設等に入所可能となった者等は、住む場所の他、収入源や支援者を得られることで生活の安定が図れる者が多い。しかし、帰住先や収入源の確保等が得られなかった者においては再犯という形で刑務所に戻ってしまうことがある。

最近では、生活困窮者自立支援法等、地域生活定着促進事業や生活保護にかからない刑務所出所者でも、その生活支援が行われるような施策が国によって策定されている。しかし、実際のところ現行で行われている刑務所出所者支援に携わる支援者にお話を伺った際、市町村等の窓口において、刑務所出所者であるという理由から支援を拒絶される事例があると述べていた。それ故に現行の支援策が再犯防止に向けた刑務所出所者の生活支援を完全に包摂できているとは言い切れない。

障害者の場合においては、経済面では障害者年金等ある程度安定しており、支援を受けているものはその住所は定まっている。その生活に影響を与えるのは支援者の存在であろう。その障害の程度によるものではあるが障害者は、支援者からの働きかけによって行動の安定を図れる者がいたり、日常生活における動作への補助を必要とする者がいたりする。しかし、支援者によっては障害者の日常生活の補助ではなく、その生活を脅かす行為を行う者もいる。このように、両者とも社会生活を送るにあたって必要なものが揃わない場合、その生活は安定しない。

以上の点から、刑務所出所者の地域生活を考察するにあたって、障害者福祉領域における地域移行の取り組みが参考にできるのではないかと考えた。

しかし、参考にするにあたって、以下に挙げる 2 つの点について特に留意したい。

留意する点の 1 つ目は、両者が背負うハンディキャップの違いについてである。刑務所出所者の場合は前科、障害者の場合は個々が持つ障害である。刑務所出所者の場合には精神的切迫や経済的困窮等、追い詰められる状況があるとしても罪を犯してしまうか否かはその個人の意思に委ねられる。しかし、障害者の場合、脳疾患や染色体異常等の先天的なものであれ、事故や病気による後天的なものであれ、個々の意思に伴って発生するものではない。両者が背負うハンディキャップには、個々の意思・判断によるものか否かという違いがあるのである。

2 つ目は、公的機関からの援助体制の整備の進捗度合である。刑務所出所者の場合には、国の法律に反した者であるため保護観察に付されない限り出所後に支援を受けることはほとんど無く、先に挙げた地域生活定着促進事業においては高齢・障害の福祉的支援を要する者への支援が主である。他にも更生緊急保護や自立準備ホーム等はあるが、基本的に自己申告しない限り、あくまでも生活は自らの力で開拓する他無い。

しかし、障害者の場合、身体障害者手帳や療育手帳等障害について認められた場合には、障害者年金等の現金給付が受けられる他、希望によりグループホームや通所施設等のサービスも行われている。また、雇用において法定雇用率が定められている等就労への取り組みも積極的に行われている。このように、障害者領域ではその生活への支援が公的なものも含め多様であるが、刑務所出所者の場合にはその生活支援について積極的な公的援助は

ほぼ望めない状態なのである。

以上の 2 点に留意した上で、刑務所出所者への地域生活支援について、障害者福祉における地域移行の取り組みを参考に考察したい。

## 2) 刑務所出所者への地域生活支援対応策

### 1 本人への支援策

障害者の地域移行から学べることとして、まず本人への支援を見ていきたい。特に参考にできる点としてはまず、サービスが行われる際の説明方法に工夫がなされている点が挙げられる。障害者領域では説明の際、「分かりやすい言葉で伝える→ビデオ・写真などを用いて視覚的に伝える」(中村 2010 : 87)といったように利用者一人ひとりに合ったわかりやすい情報提供が行われている。刑務所出所者に対しても、更生緊急保護や地域生活定着促進事業等支援に関わる制度について情報提供がなされる機会がある。その場面で、このような説明方法の工夫について参考にできると考える。

実際に受刑者の中には「教育水準や IQ が低く、不遇な環境に育ち、人から親切にされた経験に乏しい者が多い」(浜井 2008 : 99) 点から見て、過大な対応ではないだろう。加えて、筆者が刑務所を見学した際にその刑務所の社会福祉士に伺った話では、地域生活定着支援促進事業における特別調整の対象となる刑務所出所者の場合、いくら福祉的支援が必要な受刑者であると矯正職又は社会福祉士等が判断しても、本人自身が制度等について理解ができなければ支援につながらない事例もあるという。故に、本人が理解できるよう個々に応じて制度等説明の方法に工夫を加えることは必要であると考えられる。

もうひとつ参考にしたい点は、地域移行に際し、利用者が地域生活をイメージしやすいよう段階的な取り組みがなされていることである。障害者領域では地域移行に際して地域への見学や生活体験を行っている。施設内での自活訓練やグループホーム等での生活体験といったような様々な方法を用意、活用し、段階的に準備していくことで地域移行に不安を感じている利用者でも円滑に地域生活に移っているのである。刑務所出所者が一定期間地域生活と隔離されていることから考えても、段階的な準備や地域生活に対するイメージ作りの取り組みは参考にできると考える。

しかし、受刑者である以上科された刑に服している間、自由に刑務所の外に出ることはできない。刑務所によっては施設外での刑務活動を行っているところもあるが、刑務官が監督者として随時監視しており、許可された行動以外は許されていない。当然、仮出所の判断が下されない限り、刑期が満たされるまでに刑務所外での生活を体験できる機会を用意することは困難であろう。

そこで、さらに障害者の地域移行の取り組みを見ていくと、地域生活のイメージづくりの取り組みの中に、入所施設内に自活体験棟が設けられて可能な限り地域生活に沿った支援を行う取り組みがある。この取り組みを行っている長野県西駒郷では、地域移行が決まった利用者や希望している利用者を対象に自活訓練棟において食事や入浴、個室での就寝並びに起床等の日常生活を可能な限り地域生活に沿った支援の中で行い、利用者の課題やその解決に向けての支援方法が検討されている。社会福祉法人長野県社会福祉事業団のホームページによれば、訓練棟は定員 5 名のアカシアホーム、定員 4 名のすみれホームの 2 棟において行われ、平成 25 年度には 18 人が自活訓練棟を活用し、そのうち 6 人が地域移



行に移っている。また、平成 15 年 3 月から翌年の 10 月にかけて、すみれホームにおいて意思確認が難しい利用者を対象に自活体験を実施し、利用した 103 名の内、一部の利用者が地域移行に進んでいる（社会福祉法人長野県社会福祉事業団ホームページより）。

この工夫を、刑務所内に取り入れることはできないだろうか。例えば、刑務所内には、共同室（複数人が寝起きする部屋）と単独室（個人で利用する部屋）がある。その部屋の違いを利用し、共同室で生活している者を出所日の前に単独室に移し、寝起きや食事、刑務作業へ向かうこと等、刑務所内での生活を可能な限り自己管理での生活を行わせる。または、刑務所内に地域生活に準じた施設を作り、出所が迫った対象者をそこに移して可能な限り自己管理において生活させるという過程をふませる等である。

このような段階的な準備期間は、実施に際しかなりの困難があるだろう。例えば、刑務所の職員である刑務官は受刑者に対しあくまで指示的立場の職種であり、根付いている意識やまっとうすべき職務等により、受刑者の自己管理生活の見守りに適しているとは言えない。また、単独室を利用する場合であるが、単独室は本来、集団生活に適さない者や要注意とされる者、規則違反者が収容される部屋である。このことから、受刑者本人が単独室での生活に抵抗感を覚える可能性がある。このような困難に対する策としては、まず職員の点においては受刑者の生活支援にあたることの出来る職種、例えば社会福祉士等の福祉専門職を置くことで解決を図れるだろう。現行の施策において、刑務所に社会福祉士が非常勤として配置されていることを考えれば、常勤にする等して対応を行うことも可能であろう。本人に対しては、根気よく説明する他無い。上記の説明方法の工夫を取り入れ、矯正職だけでなく、生活支援にあたる職種によって本人が理解できるまで説明していけば実施も不可能ではない。

このような段階的な支援については、更生保護による社会内処遇も行われているが、その対象は執行猶予者や仮出所者といった帰住先が選定されている者である。受刑者の中には、帰住先が選定できないがために刑期が満ちると同時に地域生活に段階を経ることなく踏み込む者がいる。実際に、平成 25 年版犯罪白書で見ると、刑務所での生活からそのまま地域に出る満期出所者の 10 年以内の再入率が 61.0%であることや、刑務所での生活に過剰適応してしまったことで再び刑務所へ戻ってしまう者がいることを考えれば、一気に地域生活に出るのではなく、自活体験のような出所へ向けての段階的な準備期間を設けることは効果的な対応策と言えるであろう。

## 2 支援者の相互支援策

障害者の地域移行から学ぶこととして、次に支援を担う者に対しての支援を見ていきたい。この点において参考ができる点としてはまず、関係者によって行われる交流会や学習会である。障害者領域では当事者支援に関わる人々、例えば特別支援学校の教師、障害者施設の職員、医師、使用者等が集まって、交流会や学習会、実態調査等を行う活動を行っている。具体的な例としては、今野が紹介している秋田県で活動を行っている秋田リップルの活動が挙げられる。秋田リップルにおいて平成 22 年から 24 年の間に行われた交流会では、導入に手話ソングを取り入れたり、講師を招いて学習会を行ったり、コンサートや現状報告等、多様な活動を実施している。この活動からは、参加者が職種をはじめ年齢、経験の多少等多様な人々との交流の他、新たな仲間づくりの場になっており、各々の活動

の振り返りや発展の場となる等の意義が見出されている(以上、今野 2013: 12-14 による)。

刑務所出所者に関わる人々には障害者領域で連携の進んでいる福祉職や医療関係者、教育関係者、行政職等に加え、検事や弁護士、保護監察官といった司法職が参加することとなる。福祉領域と司法領域では、対象者との関わりにおいて異なる点が多い。例えば、時間的な点において、障害者等の福祉領域では支援は開始後、対象者が死亡するまで関わる場合が多いが、司法領域では逮捕後から起訴、裁判、実刑等各期間がそれぞれ区切られ、終結が明確である。また、福祉職の場合には対象者の意思・判断に沿った決定や関わりがなされるが、司法職は本人が起こした結果に対して法律により決められた事項を本人意思・判断にほぼ関わりなく指示・監視を行う者として関わるのである。

刑務所出所者の生活支援にあたっては、このように相反する部分が見られる職種の連携が重要になる。十分な連携を行うためには、連絡会議等での一度限りの接点ではなく継続的な接触や情報交換が行われることが望まれる。このような継続的な接点の場を設けるにあたっては福祉職の中の社会福祉士が、茶話会や交流会といった場をコーディネートすることが考えられる。例えば、刑務所に勤めている社会福祉士が中心となって関係者が集い、話せる場を設けることでネットワークの構築を図ることもできるだろう。

秋田リップルのように、コンサートやおもちゃ作りといったレクリエーションを行わないまでも、形式的ではなく定期的で日常的な茶話会のような場が置かれることが望ましい。そこから、相互の異なる視点や知識・思考の傾向等が確認でき、それぞれの振り返りや活動のさらなる円滑化などが見込めると考える。

もうひとつ挙げられる点として、支援者に対する研修プログラムである。これは、支援者自身が本人への支援が実際にどのように行われているのかであったり、地域生活がどのように営まれるのかであったりというイメージをしやすいよう実施されている。障害者の地域移行の場合、施設で対象者の支援を行っている職員は地域移行にかかる意識や知識が欠如しているために、地域移行の支援にあっている職員とうまく連携が取れないという例がある(鈴木 2005: 71)。施設と地域という異なりで、同じ障害者領域で従事している者の間でも意識・知識の差異が生まれていた。そのため、支援者が従事している仕事による意識・知識の差を失くすための研修プログラムが実施されているのである。上記の秋田リップルで行われる学習会や実態調査等もこの一環である。

刑務所出所者の生活支援は福祉職と司法職が連携して行う取り組みである。上記のように福祉職と司法職はそれぞれ異なる意識・知識においてその職務に従事している。同じ障害者領域に従事していても意識・知識に差が生まれている点に鑑みて、福祉職と司法職は、刑務所出所者の生活支援に関わる互いの領域について学び合う必要があるだろう。加えて、先に取り上げた本人に制度等を説明する際の工夫を実践するために、説明を行う側である支援者がその制度等を十分に理解しておく必要がある。ただ、「〈支援〉といった用語を、自らの問題性から犯罪を行った加害者に適用することに福祉領域は今も抵抗が大きいし、特に犯罪被害者やその支援者から違和感が表明されている」(生島 2011: 29) というように、支援者が刑務所出所者の生活支援に抵抗感を覚えていることも確かである。実際、筆者が地域生活定着センターにおいて伺った話の中には、現行の地域生活定着促進事業や自立準備ホームに関わる職員においても、刑務所出所者等の本人は悪人や怖い人であるという印象を持っている者は多いというものがあつた。上記の研修に参加した職員が、各々の

職場に研修の内容を返していくことで、印象の払拭を進めることもできるだろう。

正木が「ケアが迅速になされるかどうかは、制度やハード（施設）がいかにかセーブされているかという条件だけではなく、ケアに関わるスタッフの意識や、地域住民の連携によるところが大きい」（正木 2009：82）と述べているように、いくら政策で制度等を整えられたとしても、それに関わることのできる人々が少しでも何故刑務所出所者支援が必要であるのか意識しない限り、刑務所出所者が生活困難のために再犯を行って支援が行われるというイタチごっこは終結しない。当然、支援者も一地域住民である以上「刑務所から出てきた犯罪者」への生活支援に抵抗を持つのは致し方ない。しかし、正木がケアの重要な要素に「スタッフの意識」を上げていることや、支援者は刑務所出所者と地域住民との仲介を果たすことのできる存在であることを考えれば、支援者が刑務所出所者本人やその支援について知識を深め、意識を変革していくために、支援者の研修プログラムが行われる必要があると考える。

### 3 受け入れ先となる地域への支援策

障害者の地域移行から学べることとして、最後に地域への支援を見ていきたい。参考にできる点としてはまず、地域住民に向けての広報活動が挙げられる。障害者の地域移行においては、障害者の地域移行支援も含め障害者支援において、障害者の生活環境を取り巻く地域住民に向けて情報の発信が行われている。例えば、鈴木が紹介した重度肢体不自由者通所施設「青葉園」の活動で見ると、地域の公民館でのパネル展示や学習会の実施、定期的な講座の開催と機関誌の配布、施設への見学受け入れやスライドによる説明会、1日体験学習等である。こういった広報活動は、地域で生活するために必要な一般住民の理解や協力を得るために必要な取り組みである（鈴木 2005：74）。

ただ、刑務所出所者の場合は地域住民からの抵抗が大きいことが、当然予想される。Ⅱで取り上げたように、地域住民が司法についての事柄や刑務所出所者のような人々を知り得る機会はマスメディアによるところのセンセーショナルな事柄が多く、協力雇用主や保護司等本人と関わっている者でない限り理解に乏しいのが現状である。加えて、「刑法犯認知件数が半減したことに比べれば、体感治安の回復度は鈍い」（大窪 2012：49）ために、その不安の原因となった犯罪行為を行った者を自らの生活の場に招き入れることに対して抵抗感が大きいのである。

刑務所出所者の生活支援の広報において、実際に司法領域において保護観察所が社会内処遇啓発の広報誌の配布や刑務所において刑務作業品の販売や施設見学日を設けるといった活動は行われているが、地域住民の理解につながる広報は十分に行われているとは言い難い。もちろん、地域住民に理解を得るには支援者による広報活動や説明が必須であるが、司法領域における地域住民の認識に大きな影響を及ぼしているのはマスメディアである。故に、マスメディアを有効に活用すべきではないだろうか。たとえば、北欧の国で実際に行われている刑務所内での受刑者と学識者による討論番組を企画・放映するといったことである。しかし、体感治安が悪く、犯罪者に手厳しい現状の日本においていきなりこれは難しいかもしれない。そこで、例えば、2で述べた関係職者による交流会や後述する地域での交流会にメディア関係者の参加を促進し、メディア関係者の中から刑務所出所者への理解者や連携してくれる存在を呼び込む。そうすることで、メディア側の意識変革を行った

り、メディアが情報として取り上げやすい状況を作ったりすることが必要であるとする。

もうひとつ、参考にできる点として 2 にも挙げた交流会や学習会が挙げられる。前項でも紹介した秋田リップルの取り組みでは、専門職の他、保護者や本人、ボランティア等幅広い人々が参加している。また、活動の中では当事者理解のための学習会や当事者による現状報告の他、コンサートや手話ソング、おもちゃ作り等レクリエーション的要素を含む活動も行われ、誰でも参加できるような開放感をもって行われているのである。実際に地域住民が参加するにあたり、秋田リップルのようなレクリエーション的要素が取り入れられた活動を行うことができれば、活動について興味を持たない者や、抵抗を持っている人々の参加への導入になるだろうと考える。

実際に北欧では刑務所出所者の社会復帰支援の取り組みの中で、福祉職や司法職だけでなく、ボランティアや地域住民、そして被害者側の関係者や受刑者とその関係者を集めた集団がひとつの宿舎に集まり、意見交換を含めたスキー合宿を行うことで、刑務所出所者の社会復帰支援の理解を進めている（BS ハイビジョン 未来への提言 2009）。日本においてこのような交流の場に、刑務所出所者本人を参加させるにはいくつか困難があるだろう。例えば、体感治安が悪いために犯罪を実際にしたことのある人物に対しての警戒心が強く存在する。また、刑務所出所者の生活支援の対象者である受刑中の本人が参加できるのかというような点である。それに対応できる方法として、本人参加にあたっては協力雇用主にさらなる協力を仰ぎ、本人と共に参加してもらうことがある。また、現在刑務所内で行われている資格取得のための講習において、実習として施設外に出る場合がある。そのような機会に、刑務官と共に参加してもらうということが考えられる。住民の警戒心に対しては、本人参加による触れ合いを継続的に実施することによって緩和させていく他ないが、実際に本人に接触し言葉を交わすことは住民の理解に向けて重要なことであるとする。

刑務所出所者が再犯を行ってしまう要素のひとつに、コミュニティからの孤立がある。II でも述べたが、実際に孤立感を拭うために捕まることを目的として窃盗を行う者もいる。平成 18 年に起こった当時 74 歳の男性による下関駅放火事件も、生活のための手段を絶たれたが故に刑務所に戻ろうと行った犯罪である。更生を望み、本人が努力したとしても、周囲からの拒絶によってそれが適わないことが実際にある。そもそも「元犯罪者は国の各種支援制度から排除されている人達である」（小長井 2012 : 41）。最近になって、対象となる支援制度が整えられているとはいえ、これまで排除されてきた人々がすぐにその支援制度を活用し始めるわけではない。支援につながるには、自ら開拓していかなければならないのである。その際に地域住民の連携があるコミュニティへの参加が適っているかにより、情報や資源の獲得のしやすさには違いがある。これは、実は刑務所出所者のみならず、高齢者や会社員、母親等誰しもが経験する可能性のある状況なのである。

「犯罪者は、同じような道を進む可能性のあるものを救う。地域社会にとっての貴重な資源」（津富・尾山 2009 : 162）となることのできる存在であり、実際に欧米において、刑務所出所者のピア・カウンセリングが行われているのである。このように刑務所出所者が地域や他者に貢献でき、誰しもが陥る可能性のある状況を救えるキーになる存在であると地域住民に知らせ、意識することができれば、刑務所出所者の再犯防止だけでなく、社会的包摂の促進にもつながるだろう。

結びに代えて

以上、刑務所出所者の地域生活支援について、障害者の地域移行を参考に本人・支援者・地域の3つの視点から考察をした。

著者は大学入学以前から、刑務所出所者の生活について政策で言う「居場所」は帰住地だけでよいのか等の漠然とした疑問を持っていたため今回のテーマを設定したが、関係書籍や文献を読んだことで漠然としていたものがある程度形になり、この論文を書くことができた。今回目を通した文献の多くに、人的資源の乏しいこと、確保が難しいことが挙げられていた。実際に刑務所出所者に関わる人々は保護司や協力雇用主等、本人が犯罪に至った過程やその後の動向等本人について理解してくれている人物が主であり、本人について情報が伝わりにくいこと等から新しく支援に加わる人はほとんどないことがわかった。また、著者の所属するゼミナールで訪れた刑務所や更生保護施設、地域生活定着支援センター等現行の支援制度に携わる人々のお話を振り返ると、既にかかわっている人々の間でも意識・知識に大きな差異があることが感じられた。

今回、この論文では、障害者の地域移行を参考にすることで刑務所出所者が出所後に生活する地域に重点を置いて論じたが、実際に地域が受け入れ先として形成されるためには、仲介者である支援者が如何にして関わるかがキーとなってくるように感じた。そこで、地域に協力者を拡大していくために、今後は支援に関わる者たちが刑務所出所者支援の意識・知識を十分に共有し、また蓄えるための取り組みの具体的な方策やプログラム等を考えていきたいと思う。

最後に、この論文を書くにあたり、刑務所、更生保護施設、地域生活定着支援センター等の実務者の方々に伺ったお話を参考にさせていただきました。心から感謝の意を表します。

## 文 献

大窪太郎「安全・安心のまちづくり施策の今後の方向性について（特集 地域に根ざした刑事政策）」犯罪と非行 171 p45-56 2012

勝田聡「書評論文 マッド・シャルナ著『改善：元犯罪者の人生の再生と再構築』（2001年）」千葉大学人文社会科学研究所 (26) p203-216 2013

小長井 賀與「地域に根ざした犯罪者処遇：犯罪者を地域福祉に繋ぐ（特集 地域に根ざした刑事政策）」 犯罪と非行 171 p30-44 2012

小長井 賀與『犯罪者の再統合とコミュニティ：司法福祉の視点から犯罪を考える』成文堂 2013

今野和夫「障害児者の地域生活支援—『障がい者支援ネット秋田リップル』の取り組み—」秋田大学教育学部研究紀要 教育科学部門 68 p9-16 2013

澤田愛子「ナチズムと医師の犯罪—生命の守り手が抹殺者となるとき—」宗教研究 80 (2) p355-380 2006

社会福祉法人長野県社会福祉事業団 HP <http://park19.wakwak.com/~nagano-shafuku-j/>  
生島浩「更生保護と社会福祉との連携の意義と課題--犯罪者の地域生活支援を担う（特集 刑事司法と社会福祉）」 犯罪と非行 (167) p26-40 2011

- 鈴木良「知的障害者入所施設 **B** の地域移行プロセスにおける自己決定に影響を与える環境要因についての一考察」 社会福祉学 **46(2)** p65-77 **2005**
- 津富 宏・尾山 滋「犯罪者の社会的包摂—市民としてのアイデンティティ形成支援」 『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』終章 日本犯罪社会学会 現代人文社 **2009**
- 中村剛「知的障害者の地域生活移行支援に関するスキル—長野県西駒郷における知的障害者の地域生活移行を中心に—」 関西大学社会福祉学部紀要 **16(1)** p83-90 **2012**
- 浜井浩一「犯罪者とはどんな人たちか？（加害者臨床—憎しみの環を断つために）—（加害者の理解）」 現代のエスプリ (491) p95-108 **2008**
- 浜井浩一 『2 円で刑務所、5 億で執行猶予』 光文社新書 **2009**
- 浜井浩一「少子・高齢化時代の持続可能な刑事政策—応報司法から問題解決司法へ」 『持続可能な刑事政策とは—地域と共生する犯罪者処遇』 第 5 章 日本犯罪社会学会編 現代人文社 **2012**
- 「犯罪学者ニルス・クリスティ〜囚人にやさしい国からの報告〜」 **BS** ハイビジョン「未来への提言」 **2009**
- 平成 **24** 年版犯罪白書
- 平成 **25** 年版犯罪白書
- 正木 恵子「更生保護と社会復帰—保護観察所における実践から」 『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』 第 3 章 日本犯罪社会学会 現代人文社 **2009**
- 横山 緑「新たな施設内処遇モデルの構築：社会内処遇との連動・社会との連携を目指して」 九州大学学術情報 学生法制論集(4) p1-14 **2010**

